

愛知県林業労働力の確保の促進に関する改善計画認定要領

(平成 12 年 3 月 2 日)

第 1 趣旨

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号。以下「法」という。）に基づき、知事は事業主（法第 2 条第 2 項に規定する事業主。以下同じ。）が作成する林業労働力の確保の促進に関する改善計画（法第 5 条第 1 項に規定する労働環境の改善、募集方法の改善その他雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画をいう。以下「改善計画」という。）を認定し、これら認定を受けた者（以下「認定事業主」という。）に対して支援措置を講ずることにより、事業主の育成・強化を図る。

第 2 改善計画の認定

1 改善計画の作成

- (1) 認定を受けようとする事業主は、知事が策定し公表した「愛知県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）並びに別表 1 の基準に基づき改善計画を作成するものとする。
- (2) 改善計画は、林業に関する森林施業（造林、保育、伐採その他の森林の施業）部門について作成することとし、林業労働者を林業に関する森林施業以外の事業に就労させる場合には、その事業についても記載するものとする。

なお、ここでいう「造林」とは、林地の地拵え、木竹の植栽（植付）等をいい、「保育」とは、下刈り、枝打ち、つる切り、除伐等をいい、「伐採」とは、主伐及び間伐をいう。「その他の森林の施業」とは、作業道の開設等森林施業に附帯する作業をいう。

また、事業所が複数所在する場合は、主たる事業所において、他の事業所の分も含めて作成するものとする。
- (3) 事業主が他の事業主若しくは愛知県林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）と共同して改善計画（以下「共同改善計画」という。）を作成する場合には、共同改善計画と共同改善計画を構成する個別の事業主の改善計画の双方について作成するものとする。
- (4) 林業の実績が 1 年未満の事業主が改善計画の認定を申請するに当たっては、センターとの共同改善計画を作成するものとする。
- (5) 改善計画の計画期間は、4 年超かつ 5 年を超えない期間とする。（終期は、5 年目の日を含む事業年度の末日まで）
- (6) 事業主の主たる事務所の所在地を管轄する県農林水産事務所（名古屋市にあって

は、本庁林務課。以下「農林水産事務所等」という。)は、改善計画が適切に作成されるようセンターと連携して助言指導にあたるものとする。

2 改善計画の記載事項

改善計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 雇用管理及び事業の現状
- (2) 改善措置の目標
- (3) 改善措置の内容
- (4) 改善措置の実施時期
- (5) 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- (6) その他

3 改善計画の認定申請

- (1) 単独で認定を受けようとする事業主は、改善計画認定申請書（様式1）及び改善計画書（様式2）に所要の添付資料（別表2）を添付し、農林水産事務所等に提出するものとする。
- (2) 共同改善計画の認定申請は、共同改善計画認定申請書（様式3）に共同改善計画書（様式4）及び共同改善計画の構成員ごとの作成する様式2により、代表者の所在地を管轄する農林水産事務所等に提出するものとする。

4 改善計画の認定

- (1) 農林水産事務所等は、第2の3により申請があった場合は、その改善計画が基本計画に照らして適切であり、別表1に定める認定基準に基づき審査のうえ適当と認められるときは、これを認定するものとする。
- (2) 農林水産事務所等は、申請書を受理した日から30日以内に認定するものとする。
- (3) 農林水産事務所等は、認定に当たっては、事業主の意欲と能力を最大限に引き出せるよう配慮して改善措置の目標及び目標達成の実現可能性に重点を置いて認定の可否を判断するものとし、必要に応じて指導助言を行うものとする。その際、認定を受けた実績のある事業主の認定にあたっては当該認定期間の改善措置実施状況報告も考慮するものとする。
- (4) 農林水産事務所等は、改善計画を認定したときは、認定事業主に対し、改善計画認定通知書（様式5，申請者用）により通知するとともに本庁（農林水産事務所認

定にかかるもの、以下同じ)、センター及び中部森林管理局に対し、様式6(関係機関用、認定した改善計画を添付)により通知するものとする。

第3 改善計画の変更

- 1 改善計画を変更しようとする事業主は、改善計画変更認定申請書(様式7)又は改善計画変更届出書(様式8)により認定を受けた農林水産事務所等に提出するものとする。
- 2 1の認定計画の変更の申請は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 改善措置の基本方針を変更する場合。
 - (2) 改善措置の項目の追加又は廃止する場合。
 - (3) 共同改善計画に参加する事業主の数が、増加又は減少する場合。
- 3 2に掲げる場合以外の変更については、様式8の受理によって変更の認定に代えるものとする。
- 4 1の申請による改善計画の変更認定は、第2の規定を準用する。

ただし、変更認定の通知については、申請者に対しては改善計画変更認定通知書(様式9、申請者用)により、また、本庁、センター及び中部森林管理局に対しては、様式10(関係機関用、変更認定した改善計画を添付)により行うものとする。

第4 改善計画の認定取り消し

- 1 農林水産事務所等は、認定計画が円滑に実施されるよう、認定事業主等に対して指導するものとする。
- 2 農林水産事務所等は、別表3に定める取消し基準に該当すると認められる場合には、当該改善計画の認定を取り消すことができるものとする。
- 3 改善計画の認定取消しの通知については、当該事業主に対しては、改善計画認定取消通知書(様式11、事業主用)により、また、本庁、センター及び中部森林管理局に対しては、様式12(関係機関用)により行うものとする。

第5 改善措置実施状況報告

- 1 認定事業主は、毎事業年度の改善措置の実施状況について、改善措置実施状況報告(様式13)と所要の添付書類(別表2)により、当該報告に係る事業年度の終了後3ヶ月を超えない日までに認定を受けた農林水産事務所等及びセンターに報告するものとする。
- 2 農林水産事務所は1の提出を受けたら速やかに本庁へ報告するものとする。

3 農林水産事務所等は、認定計画に係る改善措置が的確に実施されるようセンターと連携して進捗管理と助言指導にあたるものとする。

改正 平成 12 年 4 月 3 日
 改正 平成 14 年 3 月 28 日
 改正 平成 18 年 4 月 3 日
 改正 平成 23 年 7 月 5 日
 改正 平成 28 年 4 月 1 日
 改正 令和 2 年 12 月 18 日
 改正 令和 5 年 4 月 1 日
 改正 令和 8 年 3 月 16 日
 (令和 8 年 3 月 31 日適用)

別表 1

| | |
|-----------------|--|
| <p>認定事業主の要件</p> | <p>1 初めて認定申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 林業労働力の確保の促進に関する法律に規定された事業主であること（林業労働者を雇用して林業に関する森林施業（造林、保育、伐採その他の森林の施業）を行うもの。個人、法人等その組織形態を問わず、いわゆる一人親方のように林業労働者を雇用していない事業主は該当しない。） ● 原則として継続して1年以上の林業に関する森林施業（造林、保育、伐採その他の森林施業のいずれか）の実績が県内であることただし、1年未満の場合はセンターとの共同改善計画を作成すること ● 法人の場合、定款等に林業等を営む旨記載があること ● 常用の林業労働者（林業に関する森林施業に年間4ヶ月以上従事している労働者）を2人以上雇用していること <p>2 認定を更新する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記1の要件を満たしていること ● 取消し基準に該当しないこと ● 常用の林業労働者5人以上を雇用する事業所は雇用管理者が選任されていること |
|-----------------|--|

| | |
|-----------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用条件を明記した雇用に関する文書が交付されていること |
| 改善措置の認定基準 (共通) | <ul style="list-style-type: none"> ● 経営理念と中期的な経営ビジョン（将来のあるべき姿）が明確に伝わる計画であること ● 雇用管理、事業の合理化に関する目標が現状より向上するものであること ● 売上、経費、投資（人、機械）を総合的にみて実現性が高い計画であること |
| 改善措置の認定基準 (雇用管理) | <ul style="list-style-type: none"> ● 計画期間内に常用の林業労働者を5人以上とすること ● 認定申請時に常用の林業労働者を5人以上雇用している場合は、現状より増加すること ● 常用の林業労働者5人以上を雇用する事業所は雇用管理者を選任すること ● 雇用条件を明記した雇用に関する文書を交付すること |
| 改善措置の認定基準 (事業の合理化) | <ul style="list-style-type: none"> ● 将来的に年間5,000 m³以上を目指し、現状から5年以内に実現可能な素材生産量の目標を設定すること (すでに達成している場合は現状より増加すること) ● 将来的に間伐8 m³/人日又は主伐11 m³/人日を目指し、現状から5年以内に実現可能な素材生産の生産性の目標を設定すること (すでに達成している場合は現状より向上すること) ● ただし主に造林・保育を行う者は、雇用管理の改善を目標とする |

別表2

| | |
|----------------|--|
| 添付書類 (認定申請) | <p>1 必ず添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 常用の林業労働者2名分の雇用に関する文書（認定更新の場合） ● 直近3ヶ年分の貸借対照表・損益計算書 ● 登記事項証明書（法人）住民票（個人）（原本） ● 納税証明書（原本：愛知県に未納がない） <p>2 制定・加入等している場合に添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会・労働保険の加入状況を証する書類 |
|----------------|--|

| | |
|--------------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ●退職金共済制度の加入状況を証する書類 ●無災害達成記録証 ●就業規則 |
| 添付書類 （実施状況報告） | <ul style="list-style-type: none"> ●常用の林業労働者2名分の雇用に関する文書（同計画期間中に提出済みの場合は除く） ●社会・労働保険の加入状況を証する書類 ●退職金共済制度の加入状況を証する書類 ●報告年度の貸借対照表・損益計算書 ●就業規則（変更した場合） |

別表3

| | |
|-------------|--|
| 取消基準 | <ul style="list-style-type: none"> ●著しい支障が生じて計画の実施見込みがないと認められる場合 ●改善計画を実現する努力を怠ったことにより、目標年次の雇用量を下回った場合 ●ただし自然災害や社会情勢の急激な変化などやむを得ないと知事が認めた時はこのかぎりでない |
|-------------|--|